

令和7年度 佐伯市ワークトライアル事業業務委託
プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、令和7年度佐伯市ワークトライアル事業業務委託の事業者を選定することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 業務名：令和7年度佐伯市ワークトライアル事業業務委託
- (2) 履行場所：佐伯市一円
- (3) 業務内容：別添「令和7年度佐伯市ワークトライアル事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日から令和8年3月19日まで
- (5) 事業費：1,980,000円以下（消費税及び地方消費税含む）

3 参加要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 公告日の日から委託契約前日までの間に佐伯市及び県から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (6) 佐伯市暴力団排除条例（平成23年条例第43号）第2項第1号及び第2号に該当しない者であること。
- (7) 佐伯市競争入札参加資格を有していること。

4 スケジュール

項目	日程
第1回 選定委員会	7月8日（火）
プロポーザル公募開始	7月9日（水）
参加表明書 提出期限	7月16日（水）
参加資格確認結果の通知	7月18日（金）
質問書 受付期限	7月23日（水）
質問書 回答	7月28日（月）
提案書等 提出期限	8月4日（月）
プレゼンテーション及びヒアリング	8月7日（木）
選定結果の通知	8月12日（火）
業務内容の最終打ち合わせ	8月18日（水）以降
契約	8年18日（水）以降

5 参加表明書の提出等

- (1) 提出期限 令和7年7月16日(水)午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メールで事務局アドレスに送付する。
※到着確認の電話を必ず行うこと。
事務局メールアドレス：saiki-eiju@city.saiki.lg.jp
- (3) 提出書類

	名 称	注意事項
ア	参加表明書	【様式第1号】 代表者印等を押印してください。
イ	会社概要書	【様式第2号】 あわせて会社概要パンフレット等を提出ください。
ウ	受託実績のわかる資料	【任意様式】 本業務に類似する業務の受託実績の分かる資料を添付してください。 (実績がある場合は提出してください。)

(4) 参加資格確認結果の通知

参加申込者の参加資格を確認し、結果を全ての申込者に通知する。ただし、申込者多数の場合は、過去の実績等を踏まえ総合的に参加の可否を判断する場合もある。

6 質問の受付、回答

- (1) 受付期限 7月23日(水)午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メールで事務局アドレスに送付する。
※到着確認の電話を必ず行うこと。
事務局メールアドレス：saiki-eiju@city.saiki.lg.jp
- (3) 提出様式 質問票(様式第3号)による。
- (4) 回答方法 提出された質問事項に対する回答は、プロポーザル参加者全員に
7月28日(月)午後5時までより通知する。
- (5) その他
- ① メール件名は、「令和7年度佐伯市ワークトライアル事業業務委託に関する質問」とする。
 - ② 質問の内容を確認するため本市から問い合わせる場合がある。
 - ③ 質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

7 企画提案書の提出

企画提案書は、参加表明を行なって参加資格の確認を受けた者のみ、提出ができるものとし、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年8月4日(月)午後5時まで
※期限までに提出がなかった場合は辞退とみなします。
- (2) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便)で提出すること。なお郵送事故等については、本市はその責めを負わないものとする。
(郵送の場合「佐伯市ワークトライアル事業プロポーザル書類」在中と記載)
- (3) 提出場所 本要領「13.問い合わせ先」に提出すること。

(3) 提出書類

- ・ 正本 1 部（代表者印が押印してあるもの）
- ・ 副本 10 部（正本の写し。正本にカラー印刷を含む場合は副本もカラー印刷とします。）

	名 称	注意事項
ア	提案書	【様式第4号】
イ	企画提案書	【任意様式】 ・ 仕様書に掲げる各事項について、具体的な提案を行ってください。 ・ 提案趣旨やアピールしたいポイント等を簡潔にわかりやすく記述してください。 <作成上の留意点> 企画提案書は、A4判とし、見やすい文字サイズとしてください。また、必ずページ番号を付してください。
ウ	実施協力体制構成書	【様式第5号】 ・ 契約締結後におけるそれぞれの業務の実施体制（担当者の氏名、担当する業務等）について記載してください。
エ	実施協力体制図	【任意様式】 ・ 市内事業者等と連携を図る場合は明確な体制図を作成してください。
オ	業務工程表	【任意様式】 ・ 契約締結後からの契約期間中のそれぞれの業務の工程を記載してください。 ・ 本市と事業者の役割分担を明示してください。
カ	見積書	【任意様式】 ・ 提案上限価格の範囲内での見積額とします。 ・ 総額だけでなく、積算内訳も記載してください。 ・ 見積書は、消費税及び地方消費税を含む金額とします。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

提案者が提出した提案書等に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(1) 日時・会場

令和7年8月7日（木）9時30分 佐伯市役所 本庁6階 第一委員会室
（詳細は別途通知します。順序は参加表明書（様式第1号）の到達順とします。）

(2) 所要時間

- ①準備 5分程度
- ②企画提案プレゼンテーション 20分程度
- ③企画提案質疑応答 20分程度
- ④片付け 5分程度

※参加する提案者数によっては、変更となる場合があります。

(3) 内容

企画提案の説明は、提出した提案書等で行うこととし、追加資料の提出は認めません。パワーポイントを使用した説明も可としますが、パワーポイントでの表示内容は提出した提案書等の範囲内とし、提案書等に記載のない内容の表示は行わないでください。

(4) 参加人数

4人以内とします。

(5) 使用機器

プレゼンテーションに必要と思われるプロジェクター接続可HDMIケーブル、及びスクリーンは、本市が会場に用意しますが、パソコン等の機器は提案者が持参してください。

(6) その他

審査は非公開とします。

9 選定基準及び方法

(1) 選定の手順

本市が設置する「令和7年度佐伯市ワークトライアル事業業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」において、提出された提案書等やヒアリングにおける質疑応答の内容を別途定める審査基準に基づいて評価し、交渉権第1位の事業者を選定するものとします。

ただし、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

なお、企画提案者が1者であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合は、当該企画提案者を受託希望者として選定する。

(2) 交渉

当市は交渉権第1位に選定された事業者と随意契約に向けた交渉を行うものとします。交渉権第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、総合評価点の高い順に交渉を行うものとします。

(3) 選定結果

結果の通知は、全提案者に「選定結果通知書」で通知します。選定結果通知書は、当該提案者の総合評価点及び順位のみを通知するものとし、評価項目ごとの点数は通知しません。

10 失格となる場合

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「3 参加要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限経過後に書類等の提出があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 委員会または関係者に本業務に対する助言を求めた場合
- (6) 「2 業務内容 (5) 事業費」を超えた場合
- (7) 「8 プレゼンテーション及びヒアリング」に出席できない場合

11 辞退方法

参加表明書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

(1) 提出期限 提案書の提出期限（8月4日（月））

(2) 提出方法 電子メールで事務局アドレスに送付する。

※到着確認の電話を必ず行うこと。

事務局メールアドレス：saiki-eiju@city.saiki.lg.jp

12 その他の留意事項

(1) 本プロポーザル等に係る経費は、全て提案者の負担とします。

(2) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 提出後の提出書類の修正又は変更は、原則として認めません。

- (4) 応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとしますが、採用した提案書等の著作権は、本市に帰属するものとします。ただし、本市は、本プロポーザルの報告、公表のために必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 提出された書類は、返却しないものとします。
- (6) 本市は、提出書類等に記載された個人情報、本業務の交渉権第1位の事業者の選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しません。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、佐伯市情報公開条例（平成17年条例 第13号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) 災害等のやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合があります。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できません。

13 問い合わせ先

佐伯市役所 地域振興課 ふるさと振興係

住所 〒876-8585

大分県佐伯市中村南町1-1

TEL：0972-22-3033 FAX：0972-22-0025

メールアドレス：saiki-eiju@city.saiki.lg.jp